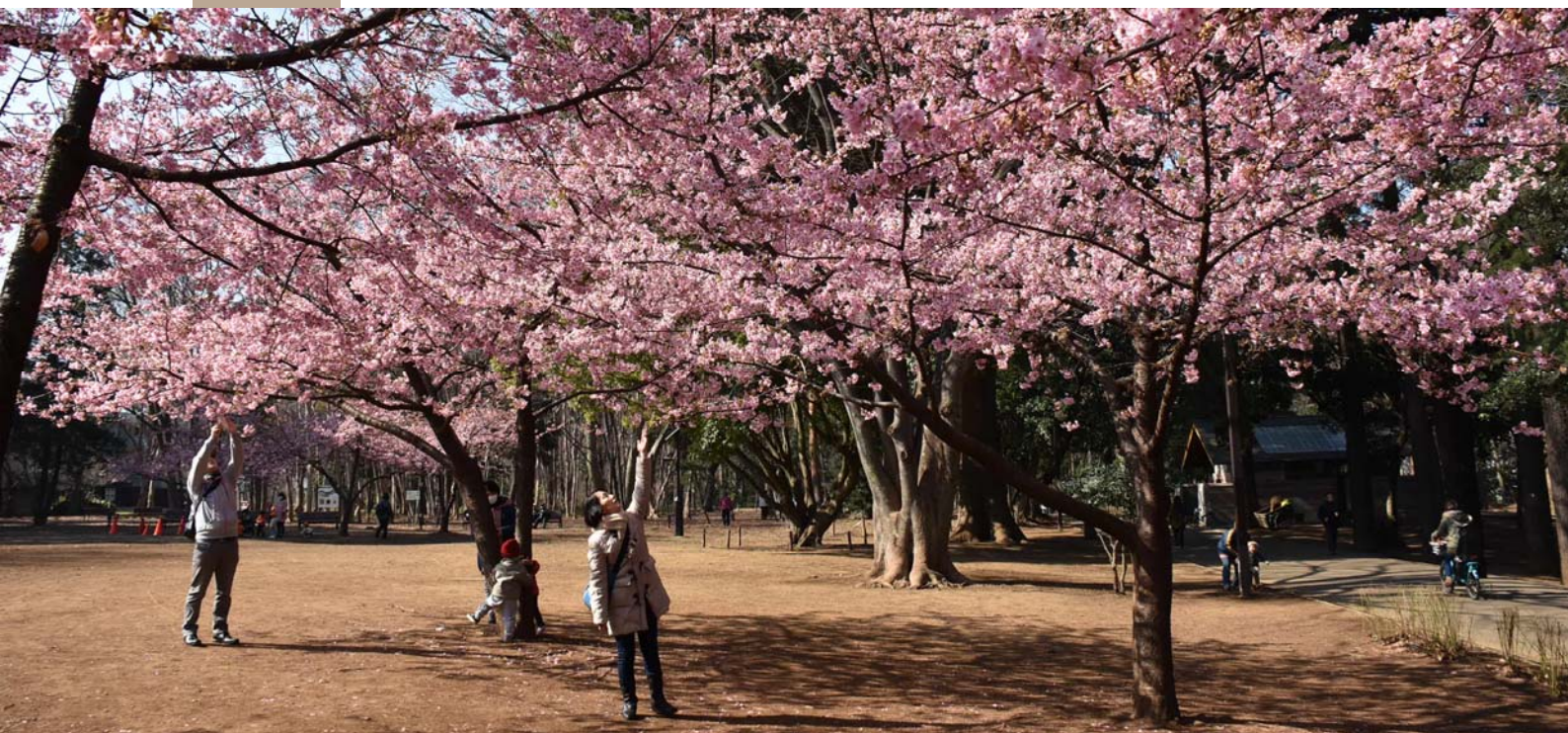


第1章

計画の基本的考え方



第1章 計画の基本的考え方

1.1 計画改定の背景

2012（平成24）年3月に改定した「目黒区環境基本計画」（以下「前計画」という。）では、計画期間を2012（平成24）年度から2021（平成33）年度までの10年間とし、計画の進捗状況や区を取り巻く社会経済状況の変化に合わせ、概ね5年ごとに計画の見直しを行うこととしています。

近年、地球温暖化をはじめ、大気・水・土壌汚染や廃棄物の問題等、身近なものから地球規模に至るものまで、さまざまなレベルでの環境問題が顕在化しています。

例えば、新たなエネルギー資源として水素エネルギーの普及への期待、マイクロプラスチック*による海洋汚染や食品ロス、フードロス等の新たな環境課題も注目を集めています。

いずれも、私たちの暮らしに係る課題であり、一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進め、協力して環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

加えて、前計画策定以降、5年が経過し、国、都及び区では以下の動きが見られたことから、状況変化に柔軟かつ的確に対応していくため、「目黒区環境基本計画」を改定することとしました。

（1）国の動き

ア 生物多様性の主流化の取組

2012（平成24）年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012－2020」では、地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組の推進が地方自治体の役割として位置づけられるとともに、基本戦略の一つに「生物多様性を社会に浸透させる（生物多様性の社会における主流化）」ことが掲げられました。

イ エネルギー政策

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響を踏まえ、中長期のエネルギー需給構造を視野に入れた「エネルギー基本計画」が2014（平成26）年4月に閣議決定され、2015（平成27）年7月には長期エネルギー需給見通しが決定されました。

ウ 地球温暖化対策

2015（平成27）年11月～12月に第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）*がフランスのパリで開催され、196の国と地域が参加する公平で実効的な2020（平成32）年以降の法的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。2016（平成28）年11月4日には「パリ協定」が発効し、2016（平成28）年11月7日から18日の間には、モロッコのマラケシュで「パリ協定」が発効して最初の開催となる第22回気候変動枠組条約締約国会議（COP22）が開催されました。

日本では、COP21に向け、日本の温室効果ガス*削減目標を「2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比で26%削減する」とした約束草案*が、2015（平成27）年7月17日の地球温暖化対策推進本部にて決定されました。2016（平成

28) 年11月8日には国会での承認を経て、「パリ協定」の受諾書を提出し、批准手続きが完了しました。また、「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016(平成28)年5月13日に閣議決定されました。この中で、地方公共団体には、基本的役割として、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進することが求められています。

(2) 都の動き

2014(平成26)年12月に策定された「東京都長期ビジョン」では、環境分野の政策指針として「スマートエネルギー都市の創造」、「水と緑に囲まれ、環境と調和した都市の実現」が示されました。2016(平成28)年3月には「東京都環境基本計画」が改定され、「世界一の環境先進都市・東京」を目指し、スマートエネルギー都市の実現、持続可能な資源利用、生物多様性の保全、快適な大気環境の確保等の環境施策を総合的に展開していくことが示されました。

(3) 区の動き

2014(平成26)年3月に、「目黒区生物多様性地域戦略」の策定及び「目黒区地球温暖化対策地域推進計画(第二次計画)」の改定を行うとともに、「目黒区一般廃棄物処理基本計画」及び「目黒区みどりの基本計画」を2016(平成28)年3月に改定しました。

1.2 計画改定の考え方

計画改定の背景を踏まえ、次の考え方に沿って、計画を改定します(以下「本計画」という)。

○ 目指すべき環境像の承継

前計画では、「目黒区基本構想」における基本理念である「環境と共生する」を踏まえ、目指すべき環境像として「地域と地球の環境を守りはぐくむまちーめぐろからの挑戦ー」を定め、環境への負荷の少ない社会づくりを進めてきました。

「目黒区基本構想」で位置づけている「環境と共生する」ことは、持続可能な社会を実現していくための基本姿勢であり、前計画の目指すべき環境像は長期的な視点のもとに定められたものであることから、計画の目指す方向性は変わりません。

このため、本計画においても、目指すべき環境像を承継します。

○ 施策体系の整理

環境分野ごとに、目指す方向とそのために必要な行動をわかりやすい観点で明確化していくため、前計画の基本目標と基本方針を統合化し、目指すべき環境像のもとに基本方針、施策の目標、主な施策の3階層で整理します。

また、2014(平成26)年3月に策定した「目黒区環境学習実行プラン」は、前計画の施策の体系に合わせて策定していたため、施策を精査した上で、本計画に統合し、推進していきます。

○ 重点的に取り組むテーマ「一人ひとりの自主的な行動を促す」の設定

前計画に掲げた各重点プロジェクトが一定程度達成された状況を踏まえ、重点プロジェクトに係る事業を、本計画の主な施策の中に位置づけます。

その上で、本計画では、新たに基本方針を横断して重点的に取り組むテーマを設定します。

重点的に取り組むテーマは、環境保全の取組には区民、団体、事業者等の行動が欠かせないことから、「一人ひとりの自主的な行動を促す」こととします。

○ めぐろの環境を支える〈ひと〉への着目

区民、団体、事業者等の行動は、環境保全の取組の中心的な役割を担うものであり、すべての環境を支える基盤になりうるものです。

本計画では、区民、団体、事業者等を包含する幅広い概念を〈ひと〉と表し、すべての環境を支える基盤になりうる〈ひと〉を「めぐろの環境を支える〈ひと〉」と位置づけ、区の施策の働きかけの対象として捉えます。

行動を促す取組については、「めぐろの環境を支える〈ひと〉」に働きかける施策を「重点的に取り組むテーマ」に位置づけます。この取組の結果、〈ひと〉が自主的に環境に配慮したライフスタイルや行動について知り、実際に行動し、広がりのある活動につなげていくことを促していきます。

そのため、区としては、区内に生じる環境問題について、直接的な確認も含めて把握に努めていきます。

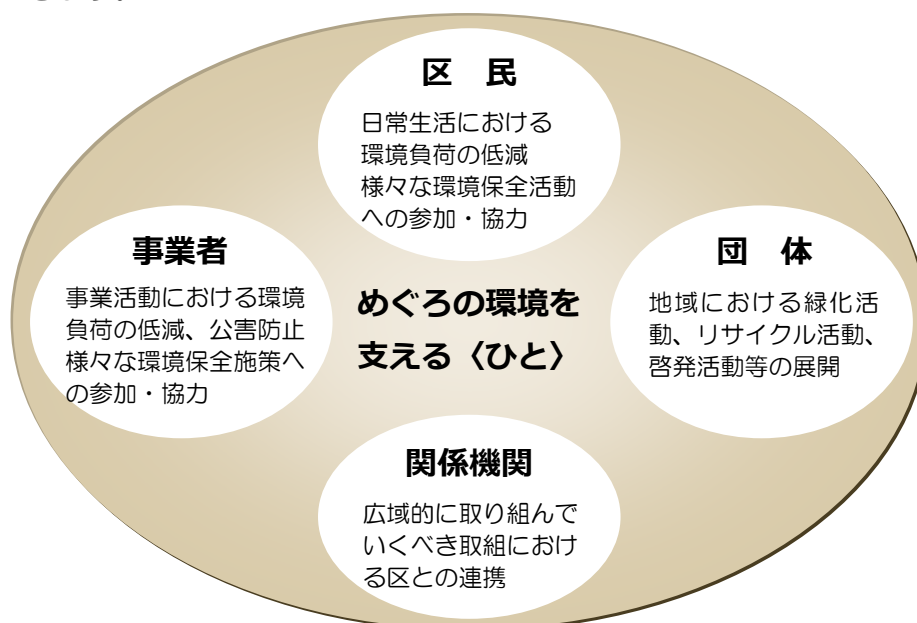


図 めぐろの環境を支える〈ひと〉とそれぞれの主な役割

○ 指標の設定

指標は、計画の達成状況を把握するための一つの目安として位置づけます。

環境報告書（目黒区環境基本条例第9条で規定しているもの）では、前計画に引き続き、施策や事業の実施状況・成果を考慮した定性的な分析と指標を併用し、計画の達成状況を総括します。

1.3 計画の位置づけ

「目黒区環境基本計画」は、目黒区環境基本条例第8条の規定に基づき、区民、事業者、区がそれぞれの立場から、条例に掲げられた基本理念を実現するため、環境に関する長期目標、その実現に向けた施策の方向、計画推進の仕組み等を明らかにするもので、「目黒区基本計画」の補助計画としています。

計画の具体化は、「目黒区実施計画」又は、各年度の予算によるものとします。

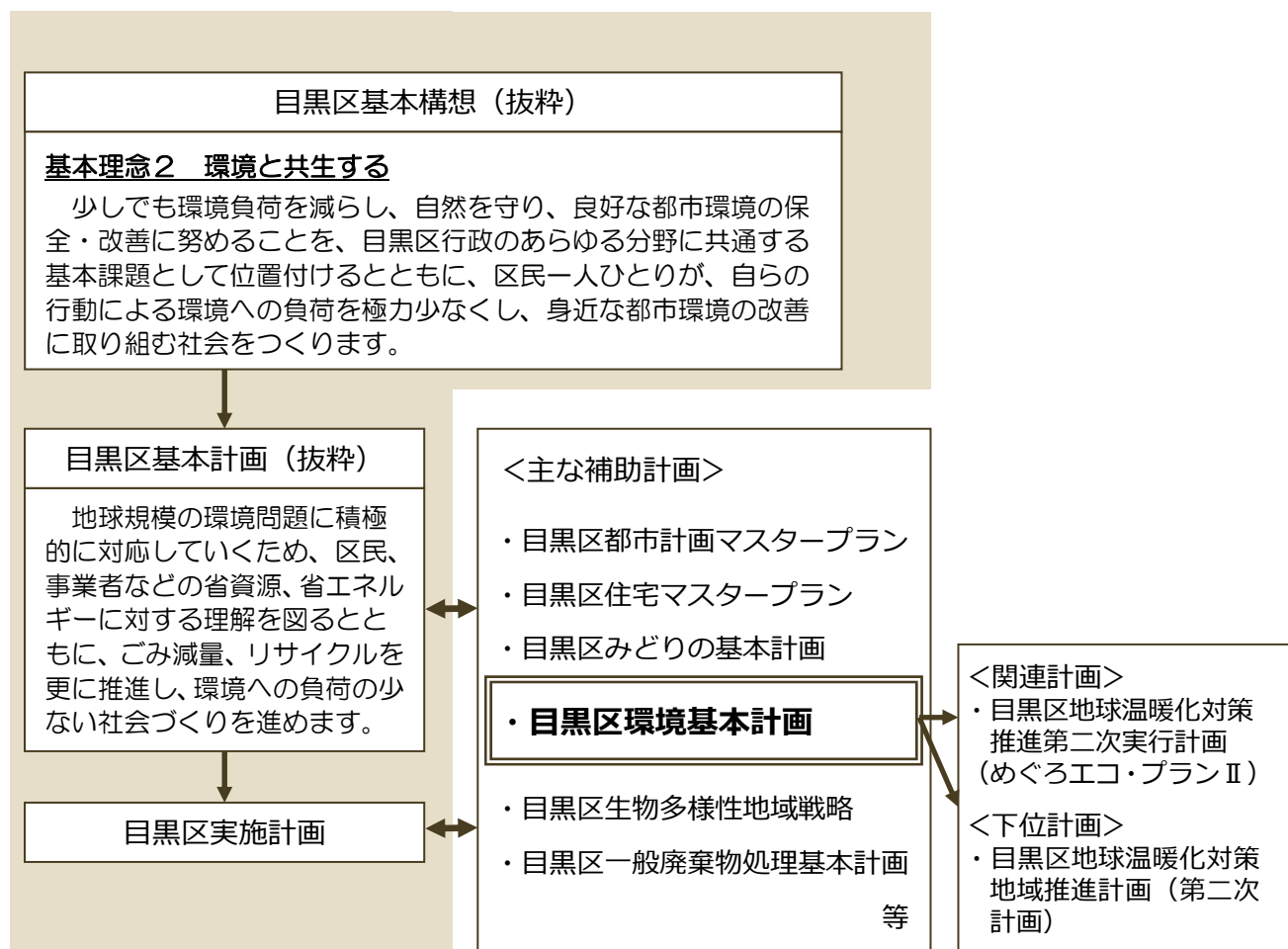


図 計画の位置づけ

1.4 計画の期間

環境に関する長期目標、その実現に向けた施策の方向を示す計画の役割に鑑み、計画期間は2017（平成29）年度を初年度とし、2026（平成38）年度までの10年間とします。

ただし、社会状況の変化等により、概ね5年程度で見直しを行います。

1.5 計画の対象範囲

本計画は、区を取り巻く社会情勢の変化、国や都の環境施策等を踏まえ、次に掲げる分野を対象範囲とします。

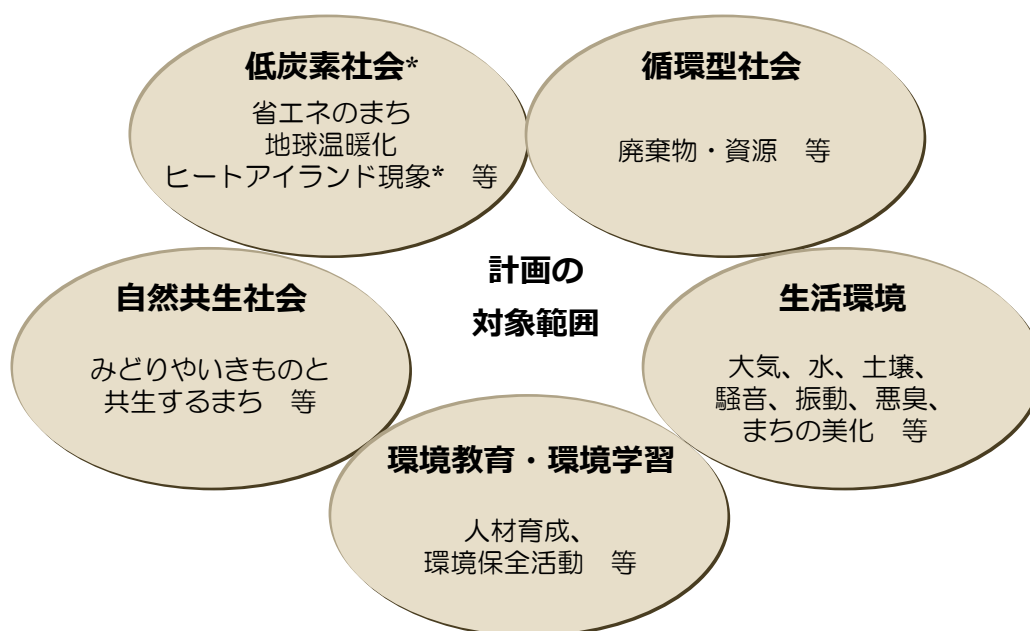


図 計画の対象範囲